

船員保険事業運営懇談会について

資料 6－1 船員保険事業運営懇談会の開催について

資料 6－2 船員保険事業運営懇談会参集者名簿

資料 6－3 事務的打合せにおけるこれまでの検討経緯

船員保険事業運営懇談会の開催について

1 開催の趣旨

船員保険の事業運営等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、適正な事業運営を行うことを目的として、「船員保険運営懇談会」を開催する。

2 船員保険事業運営懇談会における審議内容

- (1) 船員保険事業の適正な運営について
- (2) 船員保険福祉事業について
- (3) 船員保険制度の見直し等について
- (4) その他船員保険事業に関すること

3 船員保険事業運営懇談会の運営

- (1) 船員保険事業運営懇談会は、社会保険庁運営部長が関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 社会保険庁運営部長は、必要に応じ、参集者以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 船員保険事業運営懇談会は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (4) 船員保険事業運営懇談会の庶務は、庁内各課の協力を得て、運営部医療保険課において行う。

船員保険事業運営懇談会参集者

	氏 名	
参集者	岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	野 川 忍	東京学芸大学教育学部教授
	西 村 万 里 子	明治学院大学法学部政治学科教授
	藤 澤 洋 二	全日本海員組合 副組合長
	大 内 教 正	全日本海員組合 総務財政局長
	三 尾 勝	全日本海員組合 政策教宣局長
	清 水 保	全日本海員組合 総合政策部部長
	木 村 祐 士	日本労働組合総連合会 総合政策局長
	江 口 光 三	社団法人日本船主協会 労政委員会委員
	中 村 清 次	社団法人日本旅客船協会 副会長
	三 木 孝 幸	日本内航海運組合総連合会 船員政策委員会委員
	小 坂 智 規	社団法人大日本水産会 常務理事
	遠 藤 寿 行	社団法人日本経済団体連合会 経済第三本部副本部長

事務的打合せにおけるこれまでの検討経緯

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>〔失業部門〕</p> <p>1 適用対象年齢については、高齢化が進む船員の現状に鑑み、60歳から64歳までの者（65歳到達日の前日から65歳到達後も引き続き雇用される者を含む。）も被保険者とすることが適切ではないか。これにより、一般制度と同様の適用範囲になる。</p> <p>2 短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者については、短期雇用や日雇いの労働者に対する保険適用を確保することができることから、船員にも適用することが適切ではないか。</p> <p>3 給付の基礎となる賃金日額については、一般制度と同様に失業前6ヶ月の賃金の平均額とすることが適切ではないか。</p> <p>4 上記1を前提とするならば、高齢雇用継続基本給付金及び高齢再就職給付金の年齢要件については、60歳以上65歳未満とすることが適切ではないか。</p> <p>5 保険料の算定基礎となる報酬については、船員を雇用する事業者は既に雇用保険の適用事業所になっている事業所が大半と思われることから、徴収に係る事業所の事業主負担の軽減等の観点か</p>	<p>1 陸上には定年の定めがあるが、船員には定年の定めがない等の問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員は船上で仕事と生活をする特殊な勤務形態であり、一定年齢に達して以降は働くのが難しい環境であるという背景も、雇用保険制度との相違点という点で関係あるのではないか。 ・船員の高齢者雇用政策がどうなるのか分からないため、現場の船員に対して、適用範囲が広がった場合の説明が困難。 <p>2 船員には短期雇用や日雇いという概念はない。</p> <p>3 船員は乗船時と下船時の賃金が大きく異なることから、失業前6ヶ月の賃金の平均では、きちんとした船員の賃金が反映されないのではないか。</p> <p>→ 雇用保険制度では、出来高払制の賃金の場合等例外規定もあるので、後に離職前6ヶ月の平均が適切でないならば、船員の独自性の観点から検討することも考えられる。</p> <p>4 高年齢雇用継続給付の利用率は船員の方が圧倒的に少ない。</p> <p>5 船員の給与実態等を踏まえ、船員保険の標準報酬方式を維持することが適切ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬の上限（現在98万円）を超えている船員もいることから、 	<p>3 失業前6ヶ月の平均賃金では、必ずしも船員の賃金の平均を示さないケースもあるので、給付の基礎としては標準報酬方式の方が、妥当性があるのではないか。</p> <p>5 船員の給与実態等を踏まえ、船員保険の標準報酬方式を維持することが適切ではないか。</p>	<p>3 給付の基礎となる日額については、雇用保険の計算方式に合わせるのが原則ではないか。</p> <p>5 保険料徴収の基礎となる報酬額についても、雇用保険の計算方式に合わせるのが原則ではないか。</p>	

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
ら、雇用保険の賃金総額を使うことが適当ではないか。	<p>賃金総額方式とすると、保険料負担が増える場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金総額方式と標準方式でどの程度の差があるのか。賃金総額を使用することにより、保険料が青天井になるのではないか。 <p>→ シミュレーションはしていないが、現在、標準報酬の上限にある被保険者は全体の1%強であり、上限を広げることによって、高い報酬に該当する者の標準報酬の額が実額を反映する。</p> <p>【その他】 (失業部門の保険料率について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業部門の積立金が約200億円に上る現状を踏まえ、保険料率を引き下げるべきではないか。 <p>→ 保険料より前に、議論の順番として制度全体の枠組みについて先に議論する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に積立不足があったときに保険料率を上げ、給付を引き下げてきた経緯があり、その結果約200億の貯金ができただ、これは単純に取りすぎであり、貯金が貯まった分、保険料率を引き下げるという考えもあるのではないか。 ・失業部門の保険料率については統合以前の問題であり、この問題についての議論の場を用意すべき。 ・統合前に料率を引き下げることに十分検討すべき。船員保険は弾力条項が発動されていないため、保険料率が高止まりになっている。 <p>(適用範囲について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が所管している船員関係の法律はどうなるのか。 	<p>(適用範囲について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、船員保険の対象となっている者については、陸上の保険の 		

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の取扱いで船員保険の適用除外となっている者は、統合後も、雇用保険の適用除外となるのか。 → 概ね適用除外になるが、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者に該当し得る者がいる。 ・ 現在、失業部門の適用除外となっている船員について、雇用保険制度上の取扱いはどのようになっているのか。 → 失業部門の適用除外とされている者でも、船員保険の他の部門では被保険者となり得るが、雇用保険では、船員保険の被保険者は適用除外である。 ・ 制度の統合によって、現在、失業部門が適用となっている者については、引き続き適用となるのか。 → 現在適用されている者については、引き続き適用されることにしたい。 ・ 5人未満の船員を雇用する船舶所有者の場合等現在の船員保険で強制適用となっている部分については、移行しても適用とすべきではないか。 → 船員の独自性の観点から検討してみる。 ・ FOC船に乗り組む日本人船員も雇用保険に強制加入とすべきである。 → 国内の出向元事業主との雇用関係が継続している場合は雇用保険の適用対象となる。 ・ 個人事業者と同居の親族の取扱いについて。統合後はどのようになるのか。 → 雇用保険法では、労働基準法と同 	<ul style="list-style-type: none"> 適用となるように、ギャップがあるならば何らかの措置をしてもraitai。 → 船員の独自性の観点から検討してみる。 		

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
	<p>様、労働者ではないという解釈をして適用していないので、統合すればそのように解釈する。船員保険法でも、現在同じ解釈ではないかと思う。</p> <p>(期間通算について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険制度への統合後は、船員保険の被保険者であった期間との通算は行われるのか。 <p>→ その予定である。</p> <p>(失業認定等業務の遂行について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇入れ時の未加入の確認の仕組み等失業認定等に係る業務の在り方はどのように変わるのか。 <p>→ 失業認定や職業紹介等業務運営に係る現行の仕組み(船員公共職業安定所が主として実施)を変更することは特に考えていない。</p> <p>(雇用保険制度見直しとの関係について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険制度自体が見直しを議論しているが、船員保険の検討においても、雇用保険における議論の状況を頭に入れた上で議論すべきではないか。 			